平成２４年（フ）第１３４号
奈良県磯城郡川西町大字吐田283番地の４
債務者　辻内真佐代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
奈良県磯城郡田原本町大字宮森306番地の１102
債務者　細川　興次
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
京都市伏見区東大手町784番地３
債務者　西　美枝子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠中　晴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１６号
京都府宇治市木幡西浦48番地デミューズ木幡303号、住民票上の住所京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字松尾59番地の１
債務者　鹿間　　大
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
北海道旭川市永山８条16丁目２番23―２号　ひまわりハウス
債務者　杉原　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９４号
北海道旭川市曙３条６丁目１番18号
債務者　太田　有司
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号
埼玉県三郷市鷹野１丁目193番地１
債務者　北舘　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３１３号
相模原市緑区相原５丁目５番24号　メゾン森の上203
債務者　栗本　知典
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　洋征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５号
群馬県前橋市南町２丁目49番地３第二西村ハイツ501号
債務者　安藤　節子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤口　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５号
大分県佐伯市米水津大字色利浦312番地４
債務者　天野　和利
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　　巖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
大分県佐伯市米水津大字色利浦312番地４
債務者　天野美知子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　　巖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５０３号
千葉県市原市君塚１丁目26番地５　ベルジュⅡ102号
債務者　日高　秀光
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２０号
千葉県八千代市高津646番地16
債務者　森川　哲嗣
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３３号
千葉県船橋市前原西１丁目６番18―306号、申立時の住所千葉県船橋市金杉４丁目９番18号　Ｆ．Ｉ．Ｓ．船橋
債務者　渡部　達也
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５１号
千葉県市川市幸１丁目13番12―102号　行徳第２マンション
債務者　梅田　静良
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６７号
千葉県市川市市川南４丁目12番４―303号　ヴィラ梶山
債務者　薄井美和子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係